

2026 年 2 月 17 日  
一般社団法人 J ミルク

## 2025 年度生乳中の残留農薬等に係る定期的検査の実施結果について

酪農乳業では、食品中に残留する農薬等に関するポジティブリスト制度に対応した「酪農乳業の一体的な取り組み」を実施しています。この取り組みが的確に機能していることを確認するために、定期的に生乳中の農薬等の残留検査を実施しています。

本年度は 2026 年 1 月から 2 月にかけて、下記の条件で定めた物質について検査を実施しました。その結果が判明いたしましたので、ご報告いたします。

### 1. 定期的検査対象物質の設定

今般の定期的検査対象物質の設定に当たっては、一般社団法人中央酪農会議が 2024 年度に実施した生乳生産段階での使用実態調査において、使用実績頻度の高いことが判明した農薬、動物用医薬品、牛舎消毒薬・洗剤・殺菌剤等のうち、通常実施している簡易迅速法で検出可能な抗菌性物質（β ラクタム系抗生物質）及び現状では乳において検査手法が確立されていない物質を除き、別表の通り、北海道 12 物質、都府県 15 物質を 2025 年度定期的検査対象物質といたしました。

その内訳は以下の通りです。

- |                           |                   |
|---------------------------|-------------------|
| ① 自給飼料生産に適用のある農薬          | 北海道 5 物質、都府県 6 物質 |
| ② わが国で生産（流通）している牛用の動物用医薬品 | 北海道 3 物質、都府県 4 物質 |
| ③ 牛舎消毒薬・洗剤・殺菌剤等           | 北海道 4 物質、都府県 5 物質 |

### 2. 検体数

全国の指定生乳生産者団体の生産乳量等に応じて設定した 72 検体から延べ 168 件を検査いたしました。

### 3. 検査結果

検査結果は別表の通り、すべて「基準値以下」となりました。

### 4. 本件に関するお問い合わせ先

生産流通グループ 嶋 TEL：03-5577-7493

以 上

別表

2025年度生乳中の残留農薬等に係る定期的検査の結果

公表 2026年2月17日  
一般社団法人Jミルク

	No.	物質	対象地域		検査 件数	残留基準値 ppm	分析法	検査結果
			北海道	都府県				
農薬	1	ベンタゾン	○	○	12	0.01	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	2	ペンディメタリン	○	○	12	0.03	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	3	ジメテナミド	○	○	12	0.01	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	4	リニューロン	○		4	0.05	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	5	グリホサート	○	○	12	0.05	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	6	アトラジン		○	8	0.02	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	7	グルホシネート		○	8	0.2	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
動物用医薬品	1	オキシテトラサイクリン，クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	○	○	12	0.1	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	2	カナマイシン	○	○	12	0.7	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	3	ジヒドロストレプトマイシン及びストレプトマイシン	○	○	12	0.2	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	4	エンロフロキサシン		○	8	0.05	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
殺虫剤・殺菌消毒剤・駆虫剤等	1	ペルメトリン	○	○	12	0.1	ガスクロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	2	シロマジン	○	○	12	0.01	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	3	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム（イソシアヌル酸）	○	○	12	0.8	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	4	塩化ジデシルジメチルアンモニウム	○	○	12	0.01	液体クロマトグラフ質量分析法	基準値以下
	5	シフルトリン		○	8	0.04	ガスクロマトグラフ質量分析法	基準値以下
計			12	15	168			

検査機関：一般財団法人日本食品分析センター